

税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対して、活動資金のご協力をいただくと次のような税制上の優遇措置が受けられます。

個人の場合

寄付の種類	関係法令 適用期間	措置の内容等
特定寄付金	所得税法第78条第2項第3号 通年	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで）から2,000円を引いた金額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
相続税にかかる寄付金	租税特別措置法第70条 通年	相続により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。 (相続人が、相続税に関する申告書を税務署長に提出する際に日本赤十字社の発行した「贈与された財産に係る証明書」を添付する必要があります。)
※1 個人住民税にかかる寄付金	地方税法施行令第7条の17の3 毎年、4月1日から ※ただし、募金額上限に達した時点で終了させていただきます。	寄付額から2,000円を引いた額の10%（県民税4%、市民税6%）が総所得金額の30%を限度として税額から控除されます。（居住地の都道府県支部に寄付された場合のみ適用）

法人の場合

寄付区分	関係法令	措置の内容
	適用期間	
※2 指定寄付金	法人税法第37条第3項第2号	財務大臣が指定した日本赤十字社の事業に対する寄付金の全額を、寄付金の損金算入限度額にかかわらず、損金に算入することができます。
	毎年4月1日から9月30日まで ※ただし、募集金額上限に達した時点で終了させていただきます。	
特定公益増進法人に対する寄付金	法人税法第37条第4項	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を、損金に算入することができます。
	通年	

○※1、2を希望される個人・法人がいらっしゃいましたら、直接、日本赤十字社栃木県支部組織振興課（電話 028-622-4327）までご連絡をお願いします。

○「個人住民税にかかる寄付金控除」並びに「指定寄付金」については、適用期間内であっても、募集枠等の関係で適用にならない場合がございます。